

令和5年台風第13号に伴う豪雨により被害を受けた 茨城県日立市役所を訪問し情報提供

～日立市、高萩市、北茨城市に災害救助法が適用～

日本損害保険協会 関東支部 茨城損保会（会長：河上 精二あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 茨城支店 理事 支店長）では、9月15日に茨城県日立第二高等学校で、アクティブ・ラーニング型授業を実施し、同校との意見交換も踏まえ、令和5年台風第13号に伴う豪雨により被害を受けた日立市役所を訪問し、各種情報提供を行いました。

日立市総務部防災対策課を訪問し、被災現場の対応状況を確認の上、関東支部からは、台風、豪雨の発生後には、火災保険・任意の自動車保険・傷害保険で保険金が支払われるケースがあることや、最近、訪問やインターネット広告、SNS などを通じて「住宅修理やリフォームに保険が使える」・「保険金請求をサポートする」などと言って勧誘する業者とのトラブル等が増加していることを説明し、チラシを提供しました。チラシは日立市役所内の「台風13号に関する相談窓口」等に置かれ、被災された市民の皆様への情報周知に活用されています。

当支部では、今後も行政等と連携して、県民に向けた自然災害発生時の適切な情報提供を行っていきます。



日立市役所西側を流れる数沢（かずさわ）川が氾濫



台風13号に関する日立市役所相談窓口



チラシ「あなたの保険金が狙われています！」 チラシ「自然災害を補償する損害保険」